

由良川流域における森林共同施業団地の設定に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、協定締結者相互の連携により、由良川流域に森林共同施業団地（以下「施業団地」という。）を設定して、計画的な森林整備の実施や効率的な路網の作設を進めることにより、施業の共同化・効率化を進め、もって、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図ることを目的とする。

(対象区域)

第2条 この協定の対象区域は、綾部市古屋及び京丹波町仏主周辺に所在する以下の所有者の所有する森林に設定する施業団地（合計 984ha）とする。施業団地の具体的な箇所は、別添図面のとおりとする。

- (1) 京都府（159ha）
- (2) 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 近畿北陸整備局（520ha）
- (3) 近畿中国森林管理局（京都大阪森林管理事務所）（305ha）

(実施計画)

第3条 協定締結者は、協定の有効期間を対象として、次に掲げる事項に関する実施計画を定めることとする。

- (1) 森林整備を実施する森林の区域及び面積
- (2) 森林整備の目標に関する事項
- (3) 森林整備の方法に関する事項
- (4) 森林施業の集約化に関する事項
- (5) 路網整備及び維持管理に関する事項

(森林整備等の実施)

第4条 協定締結者は、前条に定める実施計画に従って、相互に連携を図りながら、施業団地における計画的な森林整備の実施と効率的な路網の作設等に努めるものとする。

(連絡調整会議)

第5条 この協定の目的を達成するため、連絡調整会議を必要に応じて開催し、以下の事項に関する協定締結者間の連絡調整を図ることとする。

- (1) 森林整備の実施に関する事項
- (2) 実施計画に定める路網整備及び維持管理に関する事項
- (3) 実施計画の変更に関する事項
- (4) その他協定の実施に関する事項

(災害時における情報共有)

第6条 対象区域またはその周辺区域において、自然災害等により被害が発生した場合は、協定締結者間で速やかに情報共有を図るものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。但し、有効期間満了の30日前までに協定締結者から解除の申し出がない限り、協定の効力を5年間延長することとする。

(協定の変更又は廃止)

第8条 この協定の有効期間内に諸般の事情により協定の変更又は廃止する必要がある場合には、協定者が協議の上、協定の変更又は廃止ができるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し、その他必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定者の協議により定める。

以上、この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、各協定者押印の上、各自1通を保有する。

令和3年 月 日

京都府知事

西脇 隆俊

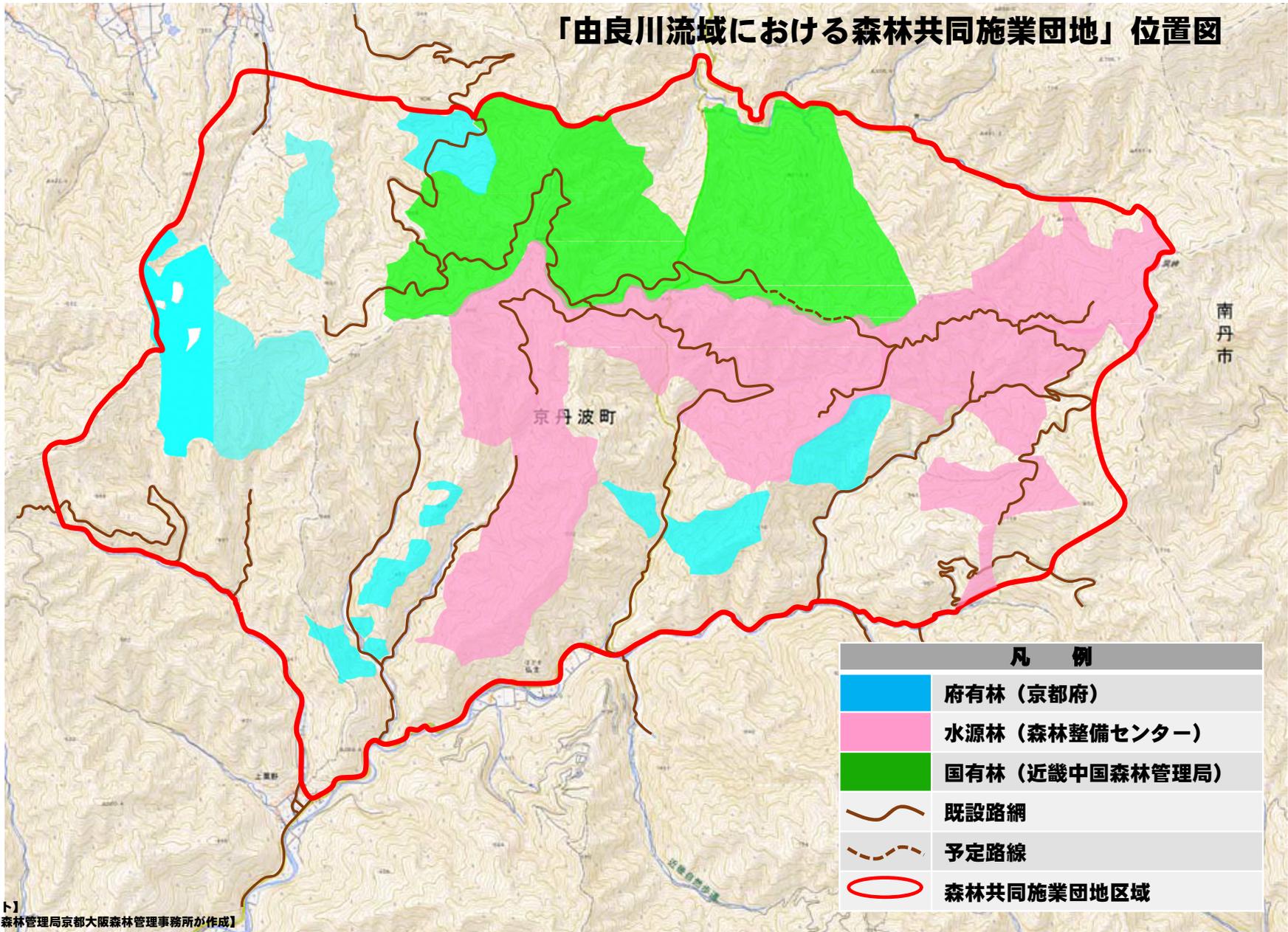
国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林整備センター 近畿北陸整備局長

佐々木 誠

近畿中国森林管理局長（京都大阪森林管理事務所）

山口 琢磨

「由良川流域における森林共同施業団地」位置図



【出典：国土地理院ウェブサイト】
【地形図データを元に近畿中国森林管理局京都大阪森林管理事務所が作成】

森林共同施業団地林況一覽表

所有者	林班名	法令制限等	林齡	合計		備考
				面積(ha)	総蓄積(m ³)	
京都府	320(上栗野)	水源かん養保安林	60~65	57	21,935	
	16(北山)	"	53~74	19	6,186	
	22(鳥垣)	"	51~52	16	5,702	
	103(志古田)	"	41~38	29	7,516	
	128(仏主本谷)	"	36~38	12	3,202	
	130(東保)	"	37~60	14	3,649	
	241(野々谷)	"	27~62	12	1,498	
小計				159	49,688	
国立研究開発法人 森林研究・ 整備機構 森林整備センター 近畿北陸整備局	79	水源かん養保安林	21~61	80	30,136	
	131	"	8~60	111	26,136	
	132	"	57~60	57	21,788	
	1330	"	15~39	139	25,737	
	1370	"	29~38	103	31,321	
	2303	"	5~21	25	未調査	
	2938	"	1~2	5	未調査	
小計				520	135,118	
近畿中国森林管理局 (京都大阪森林管理事務所)	1001	水源かん養保安林	54~89	83	11,538	
	1002	"	38~90	54	10,952	
	1003	"	2~95	82	17,864	
	1004	"	18~96	86	12,384	
	小計				305	52,738
合計				984	237,544	

(別紙)

「由良川流域における森林共同施業団地の設定に関する協定書」実施計画

「由良川流域における森林共同施業団地の設定に関する協定書」第3条に基づき、以下のとおり、実施計画を定める。

1. 森林整備を実施する森林の区域及び面積

森林整備を実施する森林の区域は、別添位置図のとおりとする。
なお、令和3年度～令和7年度までの年度別計画は、別紙のとおり。

2. 森林整備の目標に関する事項

- (1) 森林整備を行う森林は、水源涵養機能の発揮を重視する森林であることから、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の生長が旺盛な森林に誘導するための森林整備を推進する。
- (2) 具体的には、長伐期・複層林施業の推進、天然生広葉樹を保残するなどの適正な伐採方法を採用し、林床の安定化を考慮した適切な間伐を計画的に実施する。
- (3) 人工林資源を有効に循環利用するため、主伐及び主伐後の再造林を推進する。また、植栽木をシカ等の被害から防ぐために、効果的な防除方法の対策やシカの密度管理に向け、協定締結者及び行政機関等と調整のうえ実施する。

3. 森林整備の方法に関する事項

主伐については、伐採と造林を一体的に実施するなど、低コスト化を推進する。

間伐は、林分の健全化や残存木の成長促進を図るため、立木の競合状態等に応じて実施することとし、間伐率は法令制限等を勘案し決定する。また、地形条件等を勘案し、効率的な間伐方法である列状間伐にモデル的に取り組む。

間伐材は可能な限り搬出して、木材の安定供給に努める。

さらに、間伐材の利用促進と生産性の向上を図るため、高性能林業機械による作業システムの推進に向けた、研修会等を実施する。

4. 森林施業の集約化に関する事項

主伐・間伐の実施箇所や実施時期について事前に、協定締結者間において、実施箇所・実施時期の調整を図り、集約化または協調出荷等に向け取り組む。

また、木材集積地等については、協定者間の施設の相互利用を図る。

5. 路網整備及び維持管理に関する事項

路網整備については、低コストで効率的な作業システムに対応し得るよう、林道、林業専用道、森林作業道を適切に組み合わせ、より効率的な森林施業のための路網整備の充実が図られるよう、現地検討会等を開催する。

また、協定締結者が相互に協力して、路網の維持管理に努める。

なお、令和3年度～令和7年度までの年度別計画は、別紙のとおり。

年度別事業計画

(森林整備)

所有形態別	事業種	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
京都府	間伐面積 (ha)	16	9	9	11	12	57
	うち保育間伐	16	9	9	11	12	57
	うち利用間伐						
	利用材積 (m ³)						
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 近畿北陸整備局	更新面積 (ha)	1					1
	保育面積 (ha)	2	3	3	3	3	14
	間伐面積 (ha)	50		15			65
	うち保育間伐	50		10			60
	うち利用間伐			5			5
	利用材積 (m ³)			20			20
近畿中国森林管理局 (京都大阪森林管理事務所)	主伐面積 (ha)						
	更新面積 (ha)	1	2				3
	保育面積 (ha)	1	2	4	4	3	14
	間伐面積 (ha)	23					23
	うち保育間伐	11					11
	うち利用間伐	12					12
	利用材積 (m ³)	800					800
合計	主伐面積 (ha)						
	更新面積 (ha)	2	2				4
	保育面積 (ha)	3	5	7	7	6	28
	間伐面積 (ha)	89	9	24	11	12	145
	うち保育間伐	77	9	19	11	12	128
	うち利用間伐	12		5			17
	利用材積 (m ³)	800		20			820

(作業道)

所有形態別	事業種	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
京都府	作業道作設 (m)						該当無
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 近畿北陸整備局	作業道作設 (m)		700				700
近畿中国森林管理局 (京都大阪森林管理事務所)	作業道作設 (m)	1,104					1,104
合計	作業道作設 (m)	1,104	700				1,804

森林所有者別森林面積

所有形態別	森林面積	備考
国有林	305 ha	
府有林	159 ha	
水源林	520 ha	
合計	984 ha	